

議 事 日 程

令和 7 年第 3 回浜中町議会定例会

令和 7 年 9 月 4 日午前 1 0 時開議

日 程	議 案 番 号	議 件
日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2	議案第 7 2 号	令和 7 年度浜中町一般会計補正予算（第 5 号）
日程第 3	議案第 7 3 号	令和 7 年度浜中町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 4	議案第 7 4 号	令和 7 年度浜中町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 5	議案第 7 5 号	令和 7 年度浜中町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 6	議案第 7 6 号	令和 7 年度浜中診療所特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 7	議案第 7 7 号	令和 6 年度浜中町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
日程第 8	議案第 7 8 号	令和 6 年度浜中町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
日程第 9	議案第 7 9 号	浜中町教育委員会委員の任命同意について
日程第 1 0	認定第 1 号	令和 6 年度浜中町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 1 1	認定第 2 号	令和 6 年度浜中町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 1 2	認定第 3 号	令和 6 年度浜中町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 1 3	認定第 4 号	令和 6 年度浜中町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 1 4	認定第 5 号	令和 6 年度浜中診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 1 5	認定第 6 号	令和 6 年度浜中町水道事業会計決算の認定について

日程第 1 6	認定第 7 号	令和 6 年度浜中町下水道事業会計決算の認定について
日程第 1 7	報告第 7 号	令和 6 年度浜中町財政健全化判断比率の報告について
日程第 1 8	報告第 8 号	令和 6 年度浜中町公営企業資金不足比率の報告について
日程第 1 9		議員の派遣について
日程第 2 0		閉会中の継続調査の申し出について (総務経済常任委員会・社会文教常任委員会・広報公聴 常任委員会・議会運営委員会)

(開議 午前 10 時 00 分)

開 議 宣 告

○議長（落合俊雄君） 前日に引き続き、会議を開きます。
本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（落合俊雄君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、前日同様であります。

日程第 2 議案第 72 号 令和 7 年度浜中町一般会計補正予算（第 5 号）

○議長（落合俊雄君） 日程第 2、議案第 72 号の質疑を行います。
歳入歳出一括して行います。

5 番川村義春議員。

○5 番（川村義春君） それでは、質問をさせていただきます。

数点にわたっての質問になりますので、よろしくお願いします。

まず、52 ページの 3 款民生費のうち、53 ページのその他社会福祉に要する経費 52 万 9000 円についてお尋ねします。

この経費については、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源にしているものでして、はまなか福祉応援券に関わる予算ですが、事業の概要と対象者、応援券の内容、配付数、使用期限、配付方法、事業費についてご説明をいただきたいと思います。

これについては全員協議会で説明をいただいておりますが、町民に知らしめるためということでご理解をいただきたいと思います。

次に、55 ページの介護保険特別対策に要する経費のうち、18 節負担金、補助及び交付金の地域介護・福祉空間整備等事業補助についてです。

国庫補助で高齢者福祉費補助金ということで対応されるとありますが、相手先はグループホームなごみだと説明がありました。中身に非常用自家発電装置の導入 757 万 2000 円がありますが、今までどういうふうにしてきたのか、災害などがあれば非常用自家発電が必要だということは分かるのですが、導入に向けた経緯について説明をいただきたいと思います。

次に、55 ページの地域水道管理に要する経費のうち、57 ページの検針業務委託料 4 万 9000 円についてです。

新規委託、熊牛東地区という説明がありましたが、いつからいつまで、何名を雇用する

予算なのでしょうか。これは、営農用水の料金改定に伴って検針することになったのかなと思いますが、検針する装置が遅れたために今の時期になったのか、検針できるような体制になったから委託業務を増やしたのか、その内容についてお知らせをいただきたいと思います。

次に、その下の有害鳥獣被害対策に要する経費のうち、1節報酬と7節旅費についてです。

ヒグマ駆除等従事者報酬は出撃回数の増加見込みという説明でしたが、何日分の報酬増になるのかについてお聞かせをいただきたいです。また、直接、予算に関連するわけではないのですが、9月1日の改正鳥獣保護管理法施行に伴い、市街地等に侵入した熊を市町村の判断で猟銃駆除することが可能になったことを受け、浜中町の対応としてはどうするのでしょうか。町が許可すれば撃てるのですか。また、猟友会という相手形がいるわけで、拒否することもできるということも一部報道されていますが、そちらの動向はどうなっているのでしょうか。

また、今朝の報道では、北海道が予算をつけたということ、北海道市長会や北海道町村会が国に対して補助なり支援をするための予算を要望したということもありますので、その内容についてもお知らせをいただきたいと思います。

次に、その下の商工振興に要する経費のうち、小規模事業継続支援補助についてです。

2業者ということで、事業用備品購入が68万3182円の2分の1の34万1000円、改修工事が95万円の2分の1の47万5000円、合計81万6000円の補助の追加ということですが、支援内容の詳細について確認をしたいと思います。

備品購入については、備品名、配置場所、契約の方法は随意契約か入札か、納期はいつか、改修工事については、物件の場所、改修内容、契約の方法は随意契約か入札か、工期はいつなのかについてお知らせをいただきたいと思います。

次に、59ページの災害対策に要する経費のうち、17節備品購入費の防災用備品購入についてです。

ガスボンベ8キログラムを5本購入するという説明でした。当初予算の75万3000円についてはタワーにつける発電機ということでしたけれども、今回、5本を購入し、どこに配置するのでしょうか。

一般質問の中での質問があり、お湯を沸かすために必要なものなのだなと思っているのですけれども、緊急避難施設のどこにこのボンベを配置するのか、お知らせをいただきたいと思います。

最後の質問になります。

61ページの教育振興に要する経費のうち、霧多布高校生徒会議等参加負担金の8万8000円についてです。

これについては教育長の教育行政報告で説明があったのですが、浜中町の霧多布高校の生徒がコープさっぽろでプリンを販売するなど、一生懸命活動してきたことも含めて大い

にPRしたい、議会広報でも取り上げてもらいたいと私は思っています。ただ、その経過といつどこで誰がどのような内容で参加したのかをお伺いします。

霧多布高校が一生懸命に地域学習活動をやっていることを知らせることは入学生の確保にも関連してくると思います。

関連ですが、地域みらい留学に係る予算として155万8000円、事業費負担金と下宿費で補助金42万円、合計197万8000円が当初予算計上されていますよね。本校への入学募集については2次募集に期待するという教育長の答弁もありましたが、その後の経緯、今後どういう方向で取り組んでいくのかについてもお聞かせをいただければと思います。

○議長（落合俊雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（川村則彦君） ご質問にお答えいたします。

53ページのその他社会福祉に要する経費についてです。

こちらの予算については、全てがはまなか福祉応援券に関する予算となっております。

事業の概要、対象者、内容、配付数、方法について、順次、ご説明いたします。

概要につきましては、議員がおっしゃられたとおり、令和7年度の一般会計予備費の使用が閣議決定され、物価高騰対応重点支援地方創生交付金が増額措置されたことに伴い、これを財源として事業を実施するものです。

本町におきましては、配分上限である522万4000円に鑑み、物価高騰により大きな影響を受ける高齢者、障がい者、ひとり親、生活保護の方へ、日常生活における負担軽減及び町内経済の活性化を図るため、はまなか福祉応援券を交付するものです。

具体的な対象者の方は、高齢者につきましては75歳以上の単身世帯の方、一方が75歳以上でもう一方が70歳以上の方のみで構成される世帯の方、障がい者の方につきましては、身体障害者手帳1級・2級の方、療育手帳A判定の方、精神障害者保健福祉手帳1級から3級の方、ひとり親世帯に属する方、生活保護の方となっております、要件が重複している方は除かれますが、最大で850人を見込んで予算計上しております。

内容としましては、町内で使用できる金券——はまなか福祉応援券5000円分、500円分を10枚配付いたします。

配付予定時期ですが、10月中旬にプッシュ方式により、同一世帯の場合はまとめて発送する予定となっております。

使用期間につきましては10月中旬から12月末としております。

予算の内容ですが、10節需用費の印刷製本費は応援券の印刷となっております。850冊分の応援券の印刷と発送に係る封筒を予定しております。

通信運搬費につきましては応援券の送料です。同一世帯の場合はまとめて発送しまして、600世帯を想定して予算を計上しております。

12節委託料のはまなか福祉応援券業務委託料については換金業務を商工会に委託するという内容となっております。

最後に、福祉応援券は８５０冊の５０００円、４２５万円となっております。

○議長（落合俊雄君） 保険課長。

○保険課長（久野義仁君） ５５ページの介護保険特別対策に要する経費のうち、１８節負担金、補助及び交付金の補助金の地域介護・福祉空間整備等事業補助７５７万２０００円のご質問についてご答弁申し上げます。

事業の内容を含めて経緯もお話しさせていただきたいと思います。

まず、この事業につきましては、災害発生時に自力で避難することが特に困難な方が多く利用される高齢者施設の利用者の安全確保の観点から行う耐震化改修及び水害対策を強化するための大規模改修等を実施する事業を対象としておりまして、このたび実施する事業につきましては、議員からもお話がありましたとおり、浜中市街にある地域密着型施設のグループホームなごみ浜中の非常用自家発電設備です。

財源についてですが、本事業は全額が国庫負担です。基準上限額は定められておりますが、今回の事業費はその範囲内ということで、全額を国庫補助で対応しております。

次に、経緯についてです。

この事業は国で平成１８年に設立されました。その当時は、災害対策というより、福祉施設の基本的な改修がメインでしたが、令和２年の新型コロナウイルスへの対応、それから、近年、大災害が多発していることから、要綱の改正が何回か繰り返された後、最近では新型コロナウイルスの対応と併せ、災害対策で改修する自治体が増えてきています。毎年、この要綱に関しては各施設に周知しておりましたが、特に希望はありませんでした。

グループホームなごみから、厚真の地震のときのブラックアウトもそうですし、いつ停電が起きるかは分からないということで、特にライフラインである電源と水の二つについては必須であり、ぜひやらせていただきたいとの申請が上がってきたという経過となっております。

○議長（落合俊雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（島卓君） ５７ページの地域水道管理に要する経費のうち、委託料についてのご質問にお答えいたします。

このたびの委託料のうち、検針業務委託料の増額についてですが、当初予算にて１名分の検針委託料を計上しておりました。その後、現在、上下水道課の職員が検針を行っている農業用水道事業区域の一部について、新たに検針員１名の方を委託する運びとなりました。

委託料の内訳につきましては、１件当たり単価２８０円としまして、主に熊牛地区と東円朱別地区の毎月の検針件数を１７４件とし、年度途中の８月から３月の８か月分の検針実施分、１２月のボーナス加算１．２か月を合わせた９．２か月分を掛けまして、不足する額の合計４４万９０００円をこのたび補正予算計上しておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

職員の検針から個人委託とした経緯についてです。

今回、検針を委託する地域については、今までは職員が農業用水道事業区域の一部のメーター検針を行っていましたが、7月以降の上下水道課の人員配置の状況により、水道施設係の西円朱別浄水場に勤務する人員が不足している状況が発生し、水道総務係より1名の応援をもらい、月の何日かは西円朱別浄水場に勤務する状況も発生しており、その応援派遣をする日数分の水道総務係の業務負担が増えている状況にあります。

また、議員が先ほどおっしゃられたとおり、令和6年度に料金改定をした関係で農業用水道事業区域の家事用と農業用の用途を切り分けたことにより、メーター検針数が増大しております。

以上の理由から、職員の業務量の負担を軽減するため、このたび、職員がメーター検針していた区域の一部を新たに個人委託することとなりましたので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

○議長（落合俊雄君） 農林課長。

○農林課長（渡邊馨君） 57ページの有害鳥獣被害対策に要する経費のうち、報酬のヒグマ駆除等従事者報酬の増についてご説明申し上げます。

こちらは、ほぼ半日当で済むのですが、当初、1日日当で1万6500円の90日換算で予算要求しておりました。しかし、ご存じのとおり、熊の出没回数が多く、ハンターも伴ってのパトロール回数が増えたことから、7月末で既に57回出動しております。今回の予算要求につきましては8月から10月の3か月で90回出動することを想定して予算要求したものです。

詳細につきましては、当初予算の74万3000円に対して執行済みが既に47万2500円、今後3か月分の74万2500円を差し引くと46万9750円でして、47万円の補正額となっております。

続きまして、緊急銃猟についてです。

町としての対応をどうするかというご質問ですが、緊急銃猟の実施に当たっては、事前に環境省で定められたガイドラインを基に市町村が判断基準や現場の役割分担、手順などを明記した緊急銃猟捕獲マニュアルを定める必要がございます。しかし、その運用に当たり、市町村の役割はかなり広範囲です。ハンターの調整や緊急銃猟の判断、通行制限、住民避難、地権者との協議、広報活動、捕獲個体の検証と原状復帰などして、この対策を講ずるために約10人が必要となります。

環境省におきましては、兼業もオーケーということですので、1人2役や1人3役をしながら対応することとしておりますが、これらの対応をするのはなかなか厳しいということから、従前から行っていた町、警察、猟友会の合同訓練で、警察官職務執行法という警察官の発砲指示で対応していたものを、今後は緊急銃猟に特化したものを想定して訓練する予定としております。

さらに、人員確保といった面では、先日、北海道からも応援要請しますといった内容の通知がありました。しかし、緊急時に道からの応援が釧路から来ても実際は難しいのでは

ないのかと考えております。

また、環境省では、緊急銃猟で人身事故が起きた際は、国家賠償法に基づき、自治体に法的責任の刑事責任が問われる可能性が残ると危惧していることから、道猟友会では、事故発生時のハンターの免責が約束されなければ慎重な対応を取らざるを得ず、国や道に対し、ハンターの不安を払拭する制度となるよう、環境省に求めている最中でございます。

地元猟友会からは、最終的に発砲したハンターが責任を取られる可能性が残ること、発砲条件が難しいこと、建物などへの損害の影響が必ずしもないわけではないことなどの問題が解消したのであれば緊急銃猟に対して協力しますという回答を得ておりますので、マニュアルを作成の上、緊急銃猟で捕獲をする予定です。

続きまして、国、道の支援についてです。

こちらにつきましては、国の特別交付金、北海道の鳥獣被害防止総合対策交付金の中にヒグマ総合対策というメニューがありますので、これらを財源に充当した上での対応となります。ただ、これにつきましては条件があるとのことですので。

先ほどの要望内容ですが、まず、ハンターの身分保障が確約されるものかどうか、また、北海道が国に対して補助の要請を行っているということで、具体的な内容は紙面上からは読み取れませんでした。そういう内容ではなかろうかと思っております。

○議長（落合俊雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（赤石俊行君） 同じく57ページの商工振興に要する経費のうち、18節負担金、補助及び交付金の小規模事業継続支援補助についてお答えをいたします。

この件に関しましては、提案理由のとおり、2件の事業者から申請があったものです。

まず、1件目は、お菓子販売の製造業で、備品購入に要する経費でケーキを焼くオーブンの入替え、購入に係るものです。オーブン1台の購入に係る経費68万3000円の2分の1ということで34万1000円の補助額となります。

2件目は、運送業者の事務所の改修に係るものでして、主に玄関ドアと窓枠の取替え、改修工事です。玄関ドア1か所と窓枠2か所の交換が一式で95万円、2分の1の補助ということで47万5000円の補助となります。

1件目の備品購入34万2000円と2件目の事務所改修47万5000円、合計しまして81万6000円の追加補助でございます。

契約の内容等は、町で発注するものではなく、これを承認していただいた後、各事業者が発注するものでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 防災対策室長。

○防災対策室長（春日良太君） 59ページの防災用備品購入9万9000円の内訳についてです。

どこに配置するかですが、緊急避難場所の屋外の避難場所で、かつ、コンテナがある場所です。地区としては、琵琶瀬展望台、渡散布、火散布、丸山散布、藻散布の5か所となります。

○議長（落合俊雄君） 高校事務長。

○高校事務長（山平歳樹君） 61ページの教育振興に要する経費のうち、霧多布高校生徒会議等参加負担金についてご説明させていただきます。

まず、経緯についてです。

去年もコープさっぽろとサントリーグループとの合同記者会見をやっているのですが、ブラッシュアップさせたいという思いと生徒にいい経験をさせたいという校長の思いがありまして、今回、生徒2名が参加させていただいております。

当日に生徒がやったことについてお話しさせていただきますと、霧多布高校の生徒が浜中町の魅力を伝える30秒程度のショートムービーを作成し、共同記者会見の場でもショートムービーを見ていただき、どのような思いでショートムービーを作成したのか、コメントをしたと聞いております。また、ショートムービーは、コープさっぽろの一部店舗のモニターで流す予定となっていますし、浜中町や霧多布高校をPRするいい機会になるのではと思っていますところでは。

次に、地域みらい留学についてです。

今年は、東京で6月の21日と22日の2日間で行われております。参加者は、霧多布高校2年生の女子生徒2名と校長先生、引率の先生、私です。霧多布高校のブースには15組程度の来訪がありまして、その生徒たちが対応に当たっていたところです。

○議長（落合俊雄君） 5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） 53ページについては了解です。

それから、55ページのグループホームなごみに対する補助内容についても経過を含めて詳しくご説明をいただきましたので、了解しました。

57ページの検針業務委託料についてです。

当初は1名分の計上であって、職員が一部検針していた部分が職員の不足によって追加増員したという内容であったかと思えます。また、令和6年度の料金改良後にメーター器が増えたことも要因としてあるということで、これも了解をいたしました。

有害鳥獣対策に要する経費のうち、補正予算の額の内容については、8月から10月分の3か月で90回出動する分を追加したということですので、こちらも了解です。

緊急銃猟の関係についても詳しく説明をいただきましたし、道の猟友会の動き、それから、地元猟友会の動きについても説明がありましたが、ヒグマについては、浜中町でも結構頻繁に出ていまして、7月までに57回も出動しているという説明がありました。そして、つい最近も榊町のほうで熊が出ましたので、今後とも出動回数は増えるのだろうけれども、榊町は市街地ですから、そこで発砲することが果たして可能なのかどうかも出てくるのです。

地元猟友会や警察との連携などを今までどおりやっていくとは思いますが、さらに中身を強化するという意味でマニュアルづくりが必要だという話もされましたけれども、マニュアルは、今後、どの時期までにつくられるのか、分かればお知らせをいただきたいと思います。

います。

次に、商工振興に要する経費のうち、小規模事業継続事業補助については、お菓子販売所でオープンを購入する経費、また、改修工事については運送業者の事務所の玄関ドアと窓枠の改修ということで、これも了解です。随契かどうかは事業者が決めるということで、了解です。

それから、防災用備品購入については、屋外のコンテナがある緊急施設5か所に設置するというので、これも了解です。

61ページの霧多布高校生徒会議等参加負担金の内容についてです。

事務長から説明がありました。生徒2名が参加し、ショートムービーを作成して発表したという内容ですね。こういう発表の場合は今後も継続するのかどうか、聞いておきたいと思います。

次に、地域みらい留学についてです。

生徒が2名と校長、事務長も参加され、15組の来訪があったということですが、来訪された方々の意向として、例えば、浜中町に留学したいという直接的な話は聞けたのでしょうか。

町立の高校として一生懸命に生徒たちが活動しているのですが、入学者が少ない状況から、地域みらい留学という制度はできるだけ多くの生徒を募集するためのすごくいいアイテムだと思っているのです。これを大いにPRしてどんどん来てもらい、まちの活性化に役立ててもらうことが大事なと思うのですが、改めて教育長からお話が聞ければありがたいです。

○議長（落合俊雄君） 農林課長。

○農林課長（渡邊馨君） お答えします。

57ページのヒグマの件についてです。

マニュアルの作成時期はいつなのかですが、環境省で定められているガイドラインの中にハンターの身分保障が明記されているものの、それがまだ不明瞭であることから、浜中町ではまだマニュアルづくりはしておりません。

考え方は三つあります。一つ目は、施行期日が9月1日なので、まずはマニュアルをつくるということです。二つ目は、今言った不明瞭なところが埋められてからマニュアルをつくるということです。三つ目は、まるっきり緊急銃猟を行わないということです。

浜中町におきましては、二つ目の不明瞭なところが埋められてからきちっとした形のマニュアルづくりをしたいと考えておりますので、回答待ちになると考えております。

また、先ほどお話がありました榊町地区の銃の扱いについてです。

いかんせん、あの地区は、国定公園、国の鳥獣保護区域、道の鳥獣保護区域の三つにまたがっておりますので、箱わなという案もありますが、どのみち網にかかってしまいますし、出沒した地区のそばにおりを設置してしまいますと餌を与えることになり、反対に熊をおびき寄せてしまう可能性があるのです。そういった方策は取らない予定です。

○議長（落合俊雄君） 教育長。

○教育長（佐藤健二君） 私からは、サントリーの「霧多布の自然を守ろう！」への霧多布高校の今後の関わりについてと地域みらい留学の件についてお答えいたします。

まず、補足いたします。

今回の霧多布高校とコープさっぽろ、サントリーとの関わりについてですが、4月に、サントリーの製品を踏まえながら霧多布の魅力をどのようにPRしたらいいかということで、実際に霧多布高校の体育館でサントリーの社員を交えながらミッションを行いました。その中で、高校生から、どのようにサントリーの製品を通して浜中町の魅力を発するかに関し、サントリー商品のラベルに浜中町の景色をつける、商品についているQRコードをかざすと浜中町の魅力が出てくる、サントリーのCMを浜中町で実際に撮影して流してもらう、浜中町の曲をつくる、そして、今回採用された浜中町のムービーをつくって浜中町の魅力を発信するという案が出ました。ムービーの作成であれば生徒の負担にもならないということが学校長からもありまして、実際に進めました。

当日の共同記者会見におきましては、高校生2名が大変落ち着いて自分のPR動画を説明してくれました。大変いいものだということで、コープとサントリーからの評判も非常に高かったと受け止めております。

今後の継続についてです。

コープの大見理事長から、湿原を守ることは今後10年続けていきたいということでしたが、霧多布高校の関わりについての明言はありませんでした。こうやって霧多布高校とのつながりもできましたし、霧多布高校の職員からも、大きな会社の社員との関わりができて将来のことについてもいいきっかけを得ることができるということで、非常に好感を持って受け止めておりますので、ぜひ今後とも継続していきたいと考えております。

二つ目の地域みらい留学についてです。

私も実際に見学させてもらいました。ただ、昨年と違って大きく変わっているのは、日本全国で高校の入学者が非常に減っている上、参加する学校も昨年の1.5倍ほど増えていることです。ただし、このブースに参加する進学予定の家族や生徒は決して増えておりません。そして、どの学校も魅力のある学校ですから、これからは高校入学者の取り合いだという危機感を覚えたところです。

ブースに来た15組の方の意識についてです。

今のところ、実際に霧多布高校に入学しようかという意思は明確に出してはいただけず、未定ということでした。

今後、学校の説明会はもうありませんけれども、オンラインなど、いろいろな形のオープンスクールがありますので、大いにPRしていきたいと思います。また、全国に目を向けているのですけれども、浜中町の中学校あるいは近隣の学校にさらに目を向けながら、しっかりとPR活動をしていきたいと考えております。

○議長（落合俊雄君） 5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） 57ページの有害鳥獣の関係についてです。

後段に答弁をいただいた榊町の区域については、いろいろな区域指定があって発砲するのがなかなか難しいという話です。しかし、警察も許可しない、猟友会も参加しない、旧小学校も近くにある中で、熊が好き放題にその辺をうろうろしている状況をそのままにしておくのはいかななものかなと思います。

今回は、うろうろしているのを見ただけで、山の中に帰ってしまったので、それはそのままでもいいのだろうけれども、もし、家庭ごみをあさる、あるいは、羅臼のほうの話ではないですけれども、家の中に入って食べ物をあさるといったが生じた場合、どういう対応ができるのか、心配があります。

そこで、どういう方法があるのか、やりませんというだけでは駄目なのではないかなと私は思うので、その対応だけお知らせをいただきたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 農林課長。

○農林課長（渡邊馨君） お答えします。

ただいまの件についてですが、榊町地区に限らず、各地域も同じで、今までは猟友会に出動してもらって追い出しをしています。そして、捕獲禁止区域外などに箱わなを設置して捕獲を行っておりました。懸念されているのは市街地に居座った場合の対応でして、まさにこれが緊急銃猟での対応となります。

実際、浜中町ではまだ緊急銃猟をスタートしておりませんが、従来の警察官職務執行法上での駆除はまだ可能ですので、その法律も並行して活用しながら今後の対応をする予定です。

ただ、警察官職務執行法による発砲は過去に一度もございません。

○議長（落合俊雄君） ほかにありませんか。

4番三膳時子議員。

○4番（三膳時子君） 私からは、59ページの災害対策に要する経費のうち、10節需用費、消耗品費についてお伺いします。

災害備品不足分という説明をいただきましたが、何が一番不足したのか、詳しくお知らせください。

次に、17節備品購入費についてです。

8キログラムのガスボンベを5か所に置いたということですがけれども、7月30日に起こった災害のときの備品購入なののでしょうか、前から決まっていたものなののでしょうか。

○議長（落合俊雄君） 防災対策室長。

○防災対策室長（春日良太君） 59ページの消耗品費の内訳についてご説明を申し上げます。

まず、災害用備蓄水ですが、500ミリのペットボトル1箱24本入りを97箱で75万1071円、2リットルペットボトル1箱6本入りを26箱で8万8452円です。

続いて、非常食ですが、全て50食1箱の箱計算をしております。まず、アルファ化米

が26箱で51万8700円、保存用パンが25箱で63万9900円、うどんが4箱で7万9800円、みそ汁が1箱で3万6400円、卵スープが1箱で3万6400円です。

次に、保存用菓子ですが、こちらも50食1箱で箱計算をしております。ビスコが13箱で6万7951円、えいようかんが22箱で27万3240円、ハーベストが10箱で4万3200円、クッキーが1箱で2592円、煎餅が1箱で8424円です。

これらについては、あくまでも箱で計算しておりまして、箱を開けて取り出した時点で1箱が消費されたと計算して補充をしております。

そのほか、その他38万1255円は、かなり細々したものになります。例えば、調理用のグローブ、エプロン、紙コップ、紙皿、それから、毛布やタオルケット等はクリーニングにかけた後に圧縮してまた収納しますので、その圧縮袋などもここに含まれており、総額で38万1255円、合計で292万7385円となっております。

また、備品購入費の件についてです。

今回の消耗品費、クリーニング代、災害用備品購入については、全て7月30日のカムチャツカ半島沖地震に対する津波警報、避難指示に対して消費したということで予算計上しております。しかし、ガスボンベについては、実は7月30日、31日で災害が起きまして、予算の策定期間ともろかぶりしていたものですから、屋外の緊急避難場所については使用したということで5本を補充して予算計上しております。

○議長（落合俊雄君） 4番三膳時子議員。

○4番（三膳時子君） 消耗品費については、全て箱での計算としていますが、このたびの災害があって、予測はつかなかったでしょうけれども、不足した数なのでしょうか。コンテナを開けて、箱ごと持っていっていたのです。結局、後から避難していた人たちには行き渡らなかったもので、補充する数でいいと考えていいのかどうかをお聞きしたいです。

次に、備品購入費の件についてです。

ガスボンベの話になっていましたけれども、今言ったように、コンテナが開けっ放しになっていて、いつ開けられたのか、また、施錠されたことすら分からないのですけれども、その中で、ガスボンベの中身だけではなく、そのほかの備品でなくなったものはないのでしょうかという懸念が聞こえています。ほかになくなったものは確認できているのですか。

○議長（落合俊雄君） 防災対策室長。

○防災対策室長（春日良太君） 今の質問についてお答えします。

まず、コンテナ内に配備されている備蓄品から、今回、補充を決めた数量の積算方法については、令和7年6月時点でのコンテナ内にある備蓄台帳から今回消費された箱数に基づいて積算をしています。

ただ、その中で、議員がおっしゃるように、箱ごとを持っていかれたとすれば、本当に必要な方に当たらなかった分が幾つあるか、なくなったものが幾つあるかまでの事実確認は、大変申し訳ありませんけれども、できないのが現状です。

また、これは備蓄購入品の話にもなりますが、コンテナ内にある備蓄の物品がなくなっただろうか、毎年５月２４日に行われる避難訓練の事前準備の段階でコンテナ内にある物品台帳の精査をしておりますけれども、通常は食品の消費期限などを確認するのがメインで、ボンベなどの物品を一つ一つまでは確認しておりません。

しかし、確認は必要だと我々も思っております。指定避難所等にあるコンテナの中には我々の災害備蓄品でない自治会等のものが中に入っているものもあり、物を一旦出して全部を確認するのは手間ではありますが、そういったこともきちっとやり、台帳の精査をさせていただきたいと考えております。

○議長（落合俊雄君） ４番三膳時子議員。

○４番（三膳時子君） 消耗品に関しては分かりました。

備品に関しても、今、自治会で入れているものが違うというご説明がありました。みんな同じものが入っていると私は聞いていたので、それは確かめないとならないのではないかなと思いました。

また、食品だけでなく、電池やストーブ、バッテリーなども入っているということでした。災害が終わってから、本当にそういうものがあったのかと言われたものですから、今、質問させていただきました。

最後です。

災害救助法が適用になったと思うのですが、そのことに関係なく、我がまちでは補正をしてしまうのでしょうか。

○議長（落合俊雄君） 防災対策室長。

○防災対策室長（春日良太君） 災害救助法の適用に関してご回答いたします。

災害救助法は、今回、浜中町も含め、北海道ではたしか６５市町村ほどが適用になっております。適用期間は７月３０日の１日間となっております。

この件に関して、災害救助法が適用されれば、災害備蓄品などにかかった経費について道を通して国から補助を受けることになります。これについては我々もかなり気にしておりまして、北海道に確認しましたら、８月２１日に災害救助法に関する補助の適用要件などについての北海道による説明会がウェブで実施されております。

その結果、そんなに大きな金額ではありませんけれども、災害適用になる分について、現在、概算をはじいておりまして、これから申請事務が行われ、最終的には令和８年３月、もしくは、４月に入ってから令和７年度の補助金として降りてくることになります。今、そういうことで申請業務が動いております。

○議長（落合俊雄君） ほかにありませんか。

８番谷村敦議員。

○８番（谷村敦君） ３点ほど質問させていただきます。

５０ページの１項総務管理費の中の公用車管理に要する経費のうち、テレビ受信料１１万３０００円についてです。

これは公用車についているカーナビで受信できるNHKに対しての受信料でしょうけれども、こちらの内容と経緯をご説明ください。

次に、その下のふれあい交流・保養センター管理運営に要する経費のうち、修繕料13万3000円についてです。

これは窓の開閉のワイヤー交換と聞きましたが、経緯と今の状態とといいますか、どういふふうに動かなくなっているかといった点をお伺いします。

次に、56ページの1款商工費の57ページの観光施設に要する経費のうち、修繕料14万3400円についてです。

これは霧多布岬キャンプ場バンガローの補修だと思いますが、その内容と経緯をお伺いします。

○議長（落合俊雄君） 総務課長。

○総務課長（佐々木武志君） 51ページの公用車管理に要する経費のうち、テレビ受信料11万9300円の増についてご説明をいたします。

時系列が前後するかと思いますけれども、経緯等を含めてご説明をさせていただきます。

まず、この受信料の中身ですが、公用車10台分のカーナビ付きのテレビの放送受信設備の未払いの受信料分で、総計11万9300円となっております。

経緯ですが、昨今、公用車の受信設備について未払いがあるということで、ほかの自治体でも話題になったところです。本町におきましても日本放送協会との受信契約をしております、役場を含め、他の公共施設では毎年10月に放送受信の調査があり、NHKに報告をした後、再度試算され、これだけ払ってくださいということになるわけですが、私たちの認識不足で、調査があった際に公用車10台分について報告を行っていなかったことが判明しました。

今年の春に公用車の関係について問合せがございまして、それ以来、NHKとも何度か協議をさせていただいたのですが、放送法第64条には、普通のテレビだけではなく、車のカーナビ付きテレビも全て対象になるということがはっきり明記されておりますので、この10台分について支払う必要性が生じたことから、今回、補正の提案をさせていただいたところです。

○議長（落合俊雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（赤石俊行君） 同じく51ページのふれあい交流・保養センター管理運営に要する経費のうち、10節需用費の修繕料についてお答えをいたします。

こちらは、霧多布温泉ゆうゆの排煙窓のワイヤーの交換に係るものです。

これまで、排煙窓の開閉によって館内の換気をしてきたところですが、経年劣化が進み、開閉がうまくできないような状況となっております、この不具合の原因となる内部のワイヤーの交換を行おうとするものです。

館内の排煙窓につきましては、ホールの上部に6か所、大広間の上部に10か所、受付の後ろの階段に4か所の合計20か所があるのですが、現在、ほとんどがスムーズ

に開閉できず、開けたら今度は閉めるのに大変な目に遭う状況になっておりまして、早急に交換が必要と考えております。

ホールの上部の6か所分で11万9000円、大広間の上部の10か所で18万円、階段上部はメートル数が長いものですから、ハンドルボックスも交換しなければならないということで、4か所分で75万9000円、足場などの諸経費が13万4800円で合計119万2800円、消費税を含めまして131万2080円で131万3000円の追加補正となっております。

続きまして、57ページの観光施設に要する経費のうち、10節需用費の修繕料についてお答えをいたします。

こちらは各観光施設の補修に係るものでして、7か所の補修に係る分でございます。

まず、一つ目は、琵琶瀬展望台のトイレの換気扇の交換です。男子トイレに換気扇が2か所あるのですが、相当大きな異音がして引き続き使うことが困難な状況になりました。この換気扇2基分の交換で9万9000円です。

二つ目は、霧多布キャンプ場のバンガロー2棟分のドアです。経年劣化によって開閉が困難になったということで、その2棟分のドアの調整、交換に係る部分で37万円です。

三つ目は、違うバンガローで床が抜けまして、床の張り替えと建具等の調整で6万5000円です。

四つ目は、同じくキャンプ場ですが、クリーンボックスというごみを集積しておく小屋があるのですが、そのドアの交換、調整等で18万7000円です。

五つ目は、湯沸岬の遊歩道の柵の補修に係るものです。経年劣化で腐って滑落している部分が2か所ほどございまして、それらの補修で27万2250円です。

六つ目は、琵琶瀬展望台の展望ホールのウッドパネルの腐食が進んで大分ふわふわして危険だということで、2か所分の補修で5万9532円です。

最後に、七つ目は、霧多布湿原センターの道道横の駐車場から上がってトイレに行くまでの通路のデッキに腐食が進んで床が抜けてしまっているところがございます、その部分の取替え補修で8万828円です。

全部で7か所の補修で、合計113万3610円となります。

そのほか、このような急を要する補修の対応を考慮しまして、この補修代のほかに30万円の追加をお願いし、合計143万3000円の追加補正をお願いするものです。

○議長（落合俊雄君） 8番谷村敦議員。

○8番（谷村敦君） お答えをいただきましたが、再質問をいたします。

51ページのテレビ受信料についてです。

払うのが確定した119万3000円は過去何か月分、何年分なのか、分かればお伺いします。

○議長（落合俊雄君） 総務課長。

○総務課長（佐々木武志君） 再質問にお答えをいたします。

月数につきましては、トータル１００９か月となります。

一番古い公用車につきましては平成２１年８月分から、ほかの公用車につきましてはそれぞれ購入した年月が違うのですけれども、トータルしてこの１０台分を合わせて１００９か月分ということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（落合俊雄君） ８番谷村敦議員。

○８番（谷村敦君） これは、全員協議会で同僚議員からの質問もありましたし、報道でもありましたけれども、受信設備を車から取り外して受信できないようにして今後対応するという自治体も出てきているところです。

そういった点について、今後、浜中町としてどう対応していくのか、お聞きします。

○議長（落合俊雄君） 総務課長。

○総務課長（佐々木武志君） まず、現存しているものを取り外す云々ということについては、今後、内部でしっかり協議させていただきたいと思います。実は、この１０台の中の２台に町営バスの車両も含まれていますので、それらも含めて考えたいと思います。

また、新規購入する場合に受信設備をつけるかどうかですが、今後、通常の公用車であればこういった受信設備を基本的には設置しない方向で事務方としては考えているところです。

○議長（落合俊雄君） ほかにありませんか。

６番田甫哲朗議員。

○６番（田甫哲朗君） まず、５１ページのその他町有財産管理に要する経費のうち、光熱水費１１万６０００円についてです。

補足説明では旧茶内第一小学校体育館の灯油代という説明でした。数年前、あそこを公の集会施設とするために大規模な改修がされておりました。その際に出てきたものは、体育館の雨漏りも発生しているので、直したいというような全てを網羅した計画で、記憶では８０００万円くらいとかなり高額になるので、それはちょっとどうなのだということで見直した経緯がございます。そのときの見直しにより、この体育館の雨漏り補修は行わないという方向になったと思うのです。

そのときの僕の受け止め方では、体育館は使用しないことになったのだな、地域住民との話合いの中でそうなったのかなと思っていたのですけれども、灯油代がかかるということは使用されているということなのかなと思います。

最初からですよというのであればそれでもいいのですけれども、使用されるようになった時期、また、使用形態と現在の雨漏りの状況をお伺いします。使用するに当たって全然気にならない軽微な状況のままなのかということも気になりますので、今後の対応といたしますか、仮に地域住民から雨漏りを直してくださいという要望があった場合、使用頻度等に鑑みてどのような話合いがなされるのかも含め、答弁をいただければと思います。

次に、先ほど８番議員からも質問がありましたが、同じページの一番下のふれあい交流・保養センター管理運営に関する経費についてです。

全部で20か所、金額が131万3000円ということで、結構かかるのだなと率直に思いました。先ほど答弁の中で内部のという話もありましたが、排煙に係るワイヤーがまさか壁の中を走っているわけではないなと思っていますけれども、その単価と工賃も含め、1か所当たりの単価が出せるのであれば示していただきたいです。

加えて、交換に係っては、当然、高いところにあるものですので、足場等の設置も必要だということでの予算になっているのかなと思いますが、もう少し修繕料の中身を説明していただきたいと思います。

次に、53ページの賦課事務に要する経費290万4000円についてです。

補足説明から、2年後の令和9年度に評価替えがあるので、そこに向けた委託料だと理解したのですが、なぜこの時期の補正なのかが単純な疑問であります。

令和9年度に評価替えがあるのであれば、当初から必要な予算であったはずですが、なぜ当初ではなくこの時期の補正対応となったのかという点だけ説明していただければと思います。

次に、57ページの観光施設に要する経費についてです。

事前の資料で修繕内容を把握したのですが、気になった点が霧多布遊歩道転落防止柵補修2か所の27万2000何がしについてです。

転落防止柵である以上、常に安全性が確保されていなければならないものだと思うのですが、どういう状態だったのか、それを確認したのがいつだったのか、この柵の機能がちゃんと維持できたかという点について説明していただきたいと思います。

次に、5番議員からも質問がありました61ページの教育振興に要する経費についてです。

内容等については丁寧な説明と教育長からの答弁も踏まえて理解しております。

このときの高校生が作成した浜中町霧多布のショートムービーをコープさっぽろでスクリーン等で上映するということで理解しているのですが、正直、私は、この予算が出てくるまで高校生がこういう活動をしていることは認識不足でした。

見逃していたら申し訳ないのですが、例えば、町のホームページの新着情報等、あるいは、霧多布高校のホームページの中にこういう活動をしていますというものが載っていたのでしょうか。

できれば、動画も交え、PRだけではなく、浜中町の住民に向けたこの活動の報告、周知もあってしかるべきかなと思うのですが、その対応について答弁をいただきたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡部幸平君） 51ページのその他町有財産管理に要する経費の補正予算についてお答えいたします。

こちらにつきましては、議員がおっしゃるとおりで、旧茶内第一小学校の校舎部分については公の集会室施設に転用されました。その際、議員がおっしゃった経過のとおり、体

育館については、集会施設という扱いではなく、普通財産と位置づけられておりました。

今回の使用の経過としましては、5月の中旬頃に地域要望ということで茶内第一連合会長と文教部長が地域としてこの体育館を利用したいということで相談に來られました。用途としましては、地区の若い方がミニバレーをしたいということ、モルックというスポーツもしたいということ、また、ジュニアアンサンブル等の行事の際にも利用したいということでした。現在、普通財産の管理は企画財政課で行っておりますので、内部で検討し、健康増進と住民福祉という観点から使用を認めるという方向で考えたところです。

議員がおっしゃるとおり、過去の経緯で雨漏りの補修等を行わないということもございましたので、その旨は、会長と文教部長と協議し、地区から正式に地域要望の文書を上げていただいた後、雨漏り等の対応や大規模な改修は町ではいたしませんけれども、使用は認めますという覚書を地域と合意の下に交わしております。その上で、電気や暖房といった経費については極力節約する意識で使ってくださいということで合意し、許可をしたという経緯がございます。

また、灯油タンクに灯油がないけれども、今後、冬期間に使うということで、灯油についてはほかの体育館の事例も見ながら予算を措置するというのでこのたびの計上に至ったということです。

○議長（落合俊雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（赤石俊行君） 51ページのふれあい交流・保養センター管理運営に要する経費のうち、霧多布温泉ゆうゆの排煙窓のワイヤーの交換の関係について、もう少し詳しい補修内容をということでございます。

まず、ホールの排煙窓6か所分、11万9000円についてですが、壁にボタンがあって、そこから壁の中にワイヤーが通っており、そのワイヤーを通じて排煙窓が開きます。ホールに6か所があるのですが、一つのボタン押すと3か所が一斉に、もう1か所を押すと違う3か所が開くようになっております。ここで33メートル分のワイヤーの交換となりまして、一式で11万9000円がかかるということです。

続いて、大広間の上部の10か所も同じ仕組みでして、ボタンを押すと5枚が一気に空き、もう一か所を押すと別の5枚が開くのですが、こちらで37メートルのワイヤーの交換となります。

次に、受付裏の階段の4か所ですが、こちらは距離が長い上、ホールと大広間とは仕組みが違いまして、一か所一か所のハンドルを回して開けるもので、1か所ずつボックスがあるのですが、そのボックスを4か所替えます。そして、距離が長いものですから、1か所当たり50メートルのワイヤー交換が必要でして、50メートルのワイヤー4巻を全部交換するというので、1巻当たり27万6000円が4巻で75万9000円がかかるということです。

その他の諸経費13万4800円についてですが、これが足場代となります。これらを合計して119万2000円、消費税込みで132万1000円という内容となっております。

ます。

次に、57ページの観光施設に要する経費のうち、修繕料の関係についてです。

これは湯沸岬の遊歩道の転落防止柵ということで、常に安全でなければならないということがございます。しかし、岬の柵が倒れかけているほか、横の柱が抜けてしまっているところが2か所あることを7月8日に確認しまして、早急に対応しなければならないということで、直ちに補修業者に見てもらい、すぐに対応していただきました。現在は安全な状況に戻っております。

早急な対応ということで、事業間流用をさせていただき、先に進めさせていただいたところです。

○議長（落合俊雄君） 税務課長。

○税務課長（梅村純也君） 53ページの賦課事務に要する経費のうち、不動産鑑定評価委託料についてです。

こちらは、議員がおっしゃるとおり、令和9年度に実施する固定資産の評価替えに係るもので、町内44か所の地点について、評価替えの基準となる浜中町の標準宅地鑑定評価を不動産鑑定士に委託するものです。

また、議員がおっしゃるとおり、こういった性質のものは当初予算で計上するのが望ましいとは考えておるのですが、調査地点の選定並びに調査地点数をどうしたらいいか、その段階で不動産鑑定士と協議していたのですが、決定することがなかなかできなかったこと、そして、発注について9月補正をしてからでも納期に間に合いますというやり取りもあったことから、最近の労務単価などの値上がりも予測できないものですから、時間を置いて決めさせていただいたことで今回の補正となりました。

○議長（落合俊雄君） 高校事務長。

○高校事務長（山平歳樹君） 61ページの教育振興に要する経費のうち、ショートムービーの住民周知の関係のご質問についてです。

町民への周知ですが、載せることは可能だと思います。その載せ方ですが、よい取組であると思っていますので、町のホームページ、高校のホームページ、また、庁舎内にもテレビ画面がありますので、担当の課と調整しながら載せる方向で考えたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） 今のショートムービーの関係についてです。

私が言っているのは、ショートムービーもちろん、せっかく公の場で高校生が発表する機会があったわけで、そういった場面も含め、こういう活動をしましたよということを町民に周知することにも必要ではないのかなと思ったということです。

記者会見という名目ですけれども、その場の映像と高校生が発表している映像を含めて考えたほうがいいのかと思うので、再度、答弁をいただきたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 教育長。

○教育長（佐藤健二君） 今、議員からお話があったことにつきましては、実際にその場

で映像は撮っておりませんが、高校生が共同記者会見の中で話をした様子につきましては、サントリーやコープのものを含め、学校のホームページ、あるいは、事務長が話しましたとおり、庁舎内のディスプレイの中でPRするほか、町の広報紙も含めながら、高校生がこういう大きな場でPRしましたよということをぜひ紹介したいなと思っております。

ただし、このことにつきましては当初から計画があったわけではなく、4月から順々に詰め、実際に具現化したのが7月ぐらいでしたので、上手に対応しづらかった側面もあります。

○議長（落合俊雄君） ほかにありませんか。

9 番成田良雄議員。

○9 番（成田良雄君） 2 点ほど質問させていただきます。

先ほど8 番議員も質問しましたがけれども、5 1 ページのテレビ受信料の件についてです。

個人の場合はどのようになるか、把握している範囲内でご回答を願いたいと思います。

次に、その下の地域振興に要する経費についてです。

本年度は6 名の地域おこし協力隊員に業務委託されましたけれども、今回、1 名の業務委託料が計上されております。フラワーコーディネーターということですがけれども、いつ業務委託されるのか、また、業務内容、目的などをご答弁願いたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 総務課長。

○総務課長（佐々木武志君） 5 1 ページの公用車管理に要する経費に関連するご質問にお答えをいたします。

契約の形態ですが、例えば、一般家庭につきましては、契約単位は世帯単位となります。つまり、テレビを持っていてカーナビも持っていたとしても1 契約となります。しかしながら、事業所の場合につきましては設置場所ごとに契約が必要となりまして、例えば、今回のように、公用車1 0 台分であれば、それぞれに契約が必要になりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡部幸平君） 5 1 ページの地域振興に要する経費のうち、地域おこし協力隊業務委託料のご質問にお答えいたします。

こちらは、説明のとおり、フラワーコーディネーター1 名の委託料でして、1 0 月からの採用ということで、3 月までの6 か月間の委託料として計上したものです。

フラワーコーディネーターの業務の内容につきましては、本町の市街地を中心としたエリアに植栽のプランニングを行い、実際に花でまちを彩っていただくという業務になります。

具体的には、町内の植栽ますの調査や各エリアに応じた植栽プランの作成、また、実際に植栽もしていただきまして、肥料や水やりなどの管理もしていただきます。ほかには、地域が行う植栽活動への支援のほか、景観美化のための提案等もしていただくことを考えております。

○議長（落合俊雄君） 9 番成田良雄議員。

○9 番（成田良雄君） 受信料については了解しました。

地域おこし協力隊については、町内を花いっぱいにしようという目的で、今回、コーディネーターを募集して契約されるということですが、各町内会においても花を植えて市街地をきれいにしようという取組をしております。

そういう意味では、今後、就任されましたら、各地域でいろいろな取組方法がありますので、このコーディネーターと町内会とで意見交換などをし、アドバイスをいただけるような取組もしていくべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡部幸平君） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、各地域の取組で植栽が行われております。基本的には各地域で行っていただいている活動についてはそのまま継続していただくことが望ましいと考えておりますけれども、例えば、手が足りなくて管理できていない植栽ますも町内にはございますので、そういったところについてはコーディネーターがプランニングと植栽の管理をしていくということです。

そのように考えておりますが、地域から、例えば、花の選定などのアドバイス等を求められるなど、お手伝いをしてほしいという要望がございましたら応えてまいりたいと考えております。

○議長（落合俊雄君） ほかにありませんか。

1 番三上浅雄議員。

○1 番（三上浅雄君） 1 点だけです。

先ほど 8 番議員と 9 番議員からもありましたが、51 ページについてです。

8 番議員の最後のこれからの受信料の扱いをどうするかという質問で、課長の答弁では、テレビの受信料に係る機器は外してしまうという考えだと思うのです。

119 万円は、千何か月分もの長い期間の無駄なお金でした。ただ、今回の 7 月 30 日もそうですし、3.11 のときも石川の豪雨の災害もそうですが、避難所に行っても、ラジオでは伝わらない、スマホはいつパンクを起こすかが分からない中で、テレビ画面を通した情報は物すごく大事なものです。

今回、私は MO-TTO かぜてに避難して夜 7 時半までいましたけれども、全部テレビでした。浜中町は 60 センチ、どこは何ぼと、テレビ画面から得る情報はかなり貴重なものがあります。

公用車だからといって、例えば、出張中の職員が公用車の中でそういう場面にあった場合、スマホを使える状態のときはいいのですが、テレビのほうが割と情報が取れます。

ですから、無駄な経費になるのかなと考えますけれども、防災という面から逆にそこは慎重に考えたほうがいいのではないかと思います。お金がかかるからなくせばいい、無駄

な経費というのではなく、一番情報を得られるのがテレビ画面です。

これから町が考えていくと思うのですけれども、参考意見として申し上げます。

○議長（落合俊雄君） 総務課長。

○総務課長（佐々木武志君） 51ページの公用車管理に要する経費のうち、テレビ受信料のただいまのご質問についてお答えいたします。

先ほど、現存しているものについて取り外すことも踏まえながら考えていくと申し上げましたが、議員がおっしゃいましたとおり、災害対応、それから、緊急時のテレビの活用もございます。

現存の所有している公用車につきましてはそれも十分に踏まえながら考えています。新規に購入する場合は、先ほどベースとして設置しないというお話をしましたけれども、どれぐらいの利用頻度があるのかも関わってくると思います。ですから、ベースは設置をしないということで考えますけれども、先ほど申しましたように、例えば、町営バスなど、災害時にどこかで待機をしなければならないことも当然考えられますし、車種といいますか、所有している車の形態等も踏まえながら考えさせていただきたいと思います。

○議長（落合俊雄君） ほかにありませんか。

7番渡部貴士議員。

○7番（渡部貴士君） 56ページの商工費の中の57ページの観光施設に要する経費143万4000円についてです。

関連資料のこの経費の内訳の中にその他修繕費30万円と記載がありますが、内容が決まっているものなのか、予備費的なものなのか、お示してください。

○議長（落合俊雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（赤石俊行君） 57ページの観光施設に要する経費のうち、修繕料の関係についてお答えをいたします。

先ほどの修繕内容のほか、例えば、遊歩道の柵が危険ということで事業間流用で即対応させてもらいましたが、今後、こういうことがあったときのために予算を持っておこうということでして、今の時点で追加30万円の内容が決まっているということではございません。

○議長（落合俊雄君） 7番渡部貴士議員。

○7番（渡部貴士君） 予備費的なものということで承知しました。

私も事業当事者ですので、お伺いしたいのですが、寿磯橋の駐車場から下りる橋が大変傷んでおります。事業者として、カヌーのアクティビティーで湿原、河川に降りていくときには必ず使用しています。お客様には、水の上なので、アクティビティーの注意事項をお話しします。冗談のようになってしまうのですが、まず、水の上なので、気をつけてください、虫刺されに気をつけてくださいという前に、階段を下りるときに気をつけてくださいというのがお客様に伝える注意事項の最初の項目になってしまっているのです。

多分、ほかの事業者からも担当課に質問があったのではないかと思います。

カヌーは、霧多布湿原に踏み入りますが、水の上をこぎますので、自然にストレスを一番かけない乗り物だと思います。そして、今年３月に任期満了した地域おこし協力隊の方は、新しい事業として、カヌーガイドでこの河川を一番使っています。要望となってしまうのですが、改めて寿磯橋の修繕について伺いたします。

○議長（落合俊雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（赤石俊行君） 観光施設に要する経費に関連し、寿磯橋周辺の関係についてです。

もともと階段はカヌー乗り場として設置されたわけではありませんし、北海道が設置したものです。議員が申し上げるとおり、傷んでいることは承知しておりましたので、今年、北海道に補修をしていただけるかどうかを確認しに行きました。今後、検討させてもらいますということでしたが、その後、まだ返答が来ておりませんので、近々、回答が来るのかなと思っております。

周辺については、今、道の回答待ちということでご理解をいただければと思います。

○議長（落合俊雄君） ７番渡部貴士議員。

○７番（渡部貴士君） 今、課長に答弁していただいたことは私自身も伺っています。

道の施設なので、町の介入するところではないという内容でしたが、お金がかかるのであれば私たち事業者で出し合って修繕したいです。これは、ナショナルトラストが木道を直すのと同等の扱いにできないのかなという思いがあるのです。

直すのか、直してもらえないのか、予算がつかないのであれば、その旨を事業者に伝えていただきたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（赤石俊行君） 再質問にお答えいたします。

現時点では回答待ちですので、回答が得られ、結果が分かった時点でお示ししたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 副町長。

○副町長（石塚豊君） ただいまの寿磯橋の関係についてです。

寿磯橋の駐車場が北海道の所有でして、斜面部分も北海道の所有地となっております。ですから、基本的には北海道がいいよと言わなければならないですし、あるいは、北海道がカヌーのために設置することになると思います。北海道が設置するにしても、仮に、町がやるにしても、事業者がやるにしても、所有物としては北海道でありますので、道が許可しなければ話が進まないということです。

この関係については、道と十分協議し、今後、取り進めていきたいと考えております。

○議長（落合俊雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） これで質疑を終わります。

これから議案第７２号の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 討論なしと認めます。

これから議案第72号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩します。

(休憩 午前11時53分)

(再開 午後 1時00分)

○議長(落合俊雄君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第3 議案第73号 令和7年度浜中町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

○議長(落合俊雄君) 日程第3、議案第73号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(齊藤清隆君) (登壇) 議案第73号令和7年度浜中町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、提案の理由をご説明申し上げます。

このたびは、令和8年4月から導入される子ども・子育て支援金制度に係るシステム改修として機能追加に必要とされる経費について補正をお願いしようとするもので、補正額は34万1000円の追加となります。

補正の内容を申し上げますと、歳出1款総務費で、システム使用料として41万8000円の追加、負担金は7万7000円の減額となります。一方、歳入につきましては、2款国庫支出金、子ども・子育て支援金制度システム整備事業補助金として34万1000円を計上しようとするものであります。

この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は11億476万円となります。

なお、このたびの補正予算につきましては、書面開催としました令和7年度第3回浜中町国民健康保険運営協議会に諮問し、8月21日までに答申をいただいているところであります。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。(降壇)

○議長(落合俊雄君) これから議案第73号の質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

6 番田甫哲朗議員。

○6 番（田甫哲朗君） 69 ページの歳入にかかって、今予算の内容について質問させていただきます。

まず、予算にある子ども・子育て支援金制度システム整備事業補助についてです。

全額が国庫補助で34万1000円が計上されております。まず、この制度の内容は、私が理解している範囲では、子ども・子育て支援金制度として、現在の少子化に対応するために子育て支援を手厚く充実していくため、財源の一部として補うための制度かなと理解しております。全国民から広く浅く徴収し、予算総額の3分の1程度の1兆円程度を賄うのだろうと認識しておりますが、そういう認識でいいのでしょうか。

また、こども家庭庁が公表しているこの支援金制度の趣旨と制度の内容等について、概要で構いませんので、説明していただきたいです。

実質的には、保険料に併せての徴収となることで、実際に保険料として納める額が当然増額になると思います。現在の試算で構いませんので、被保険者の平均的な負担額はどれくらいなのでしょう。

それから、制度そのものについては孫のためと思えば理解できないこともないですし、納得できないこともないです。ただ、子どももおられない、孫もおられないという方もいる中で、そういう方々の理解を得る必要が絶対的にあるのだろうと思います。

国において制度の趣旨等を広く国民に分かってもらった上で運用されるのが最も望ましいことではあるのですが、今後、制度についての国民周知が図られるのでしょうか。

負担を強いられる側というか、被保険者として負担する側の理解がもちろん必要ですが、恩恵を受ける側、子育て世代の方々は、こういう制度の下、例えば、児童手当が増えたよと言われたとして、権利として当然に受け取るだけで、何で増えたのだと思わないと思うのですよ。しかし、それを周知することによって、恩恵を受ける側の人にも分かってもらうことで地域に応援されているのだなということに気づいてくれる方を1人でも2人でも増やすことが大事なだろうと思うのです。

もし国においてそういう周知がされない場合、せめて浜中町内の住民に対してはそういう趣旨も含めた周知が必要かなと思いますので、総合的な見解を伺わせていただきます。

○議長（落合俊雄君） 保険課長。

○保険課長（久野義仁君） 国保会計の歳入の69 ページの子ども・子育て支援金制度システム整備事業補助に関連し、4点ほどご質問を受けましたので、順にご回答したいと思います。

まず、子ども・子育て支援金の背景を説明させていただきます。

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が昨年6月12日に可決され、同年10月に施行されております。

子ども・子育て支援法では、もう少し遡るのですが、令和5年12月に閣議決定されたこども未来戦略の加速化プランに盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフス

テージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働きの推進に資する施策に必要な措置を講じるとともに、子ども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるため、子ども・子育て支援金制度が創設されたところです。

現在、本町におきましては、令和6年度に制度が拡充された児童手当、それから、担当部署ではございませんが、令和7年度より制度化された月額10万の妊婦のための支援給付金などが既に加速化プランの事業として開始されております。財源につきましては、国で借入金を起こしまして、それを財源に充てて地方に分担しているという流れになっております。

議員からご質問がありました子ども・子育て支援金の徴収についてです。

平均で大体どのぐらいの額を負担するのかということですが、今のところ、医療保険に併せて徴収することが決定しております。当然、医療保険なので、町でいえば国保、それから、一般のサラリーマン、給与所得者であれば被用者保険ということで、健保協会なり共済組合がそれぞれ徴収することになることが周知されております。

この徴収金は、令和8年度から開始され、令和10年度まで段階的に引き上げられることとなります。被用者保険と国保を合わせた全平均額でいくと、令和8年度でおよそ1人当たり月額250円です。これは、全国民が負担する平均の金額と理解していただいて結構です。当然、被用者保険と国保で金額が変わってきます。

後段に議員から高齢者のお話も出ましたが、一般的な被用者保険でいくと平均300円程度、国保でいくと250円程度、後期高齢者医療保険であれば200円が令和8年度の平均額です。令和9年度は全制度平均で350円、令和10年度の最終の見込みでは450円まで段階的に引き上げられるということで、これをそれぞれの医療保険と併せて負担することとなります。

国保につきましては、健康保険のほかに、介護保険料、後期高齢者医療支援分と併せて子ども・子育て支援金ということで、医療保険額が4階建てになるイメージになるかと思えます。

次に、孫の世帯の方が何でこれを負担しなければならないのかについてです。

実は、国会でもそういった意見があり、かなりやり取りしているのを国会中継でよく見ていました。なかなか苦しい答弁をされていましたが、子育てを終了した人がなぜ負担しなければならないのかといいますと、こども家庭庁が示しているのは、少子化、人口減少は日本の経済全体、地域社会全体の問題であり、子どもがいない方や子育てが終わっている方などにとっても極めて重要な課題であるとされていることです。そういった意味から、支援金を充てる給付を直接受けない方にとっても、少子化対策によって我が国の経済・社会システムや地域社会を維持し、国民皆保険制度の持続可能性を高めることはかけがえない重要な意義を持つものであること、そのほか、事業主の皆様にとっても、実効性のある少子化対策の推進は労働力の確保や国内市場の維持の観点から極めて重要な受益になる

こと、雇用の創出にもつながるということで、国保以外の被用者保険も含め、ひとしく皆さんに負担していただくということです。

最後に、周知についてです。

所要の条例改正等は令和７年度中に行う予定です。その中で、議員が言われたとおり、負担する方ばかりでなく、子育て世帯の方にも広くこの制度を知ってもらい、こういった財源がこういうふうに使われているということを知る必要があるのではないかと思います。ごもっともだと思います。

そういった意味から、まず、徴収については保険課と税務課で所要の周知をしたいと思います。それから、令和８年４月からスタートする事業はほかにもあるのですが、健康福祉課など、ほかの部署にも波及することになりますので、横断的な連携を図り、皆さんに広く知ってもらえるよう、ホームページを活用するなど、様々な周知を丁寧に行わせていただければと思っていますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（落合俊雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） これで質疑を終わります。

これから議案第７３号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第７３号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第７３号は原案のとおり可決されました。

日程第４ 議案第７４号 令和７年度浜中町後期高齢者医療特別会計補正予算(第１号)

○議長（落合俊雄君） 日程第４、議案第７４号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（齊藤清隆君）（登壇） 議案第７４号令和７年度浜中町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について、提案の理由をご説明申し上げます。

このたびは、令和８年４月から導入される子ども・子育て支援金制度に係るシステム改修として機能追加に必要とされる経費について補正をお願いしようとするもので、補正額は３３万円の追加となります。

補正の内容を申し上げますと、歳出１款総務費で負担金として３３万円の追加、一方、歳入につきましては、２款国庫支出金、子ども・子育て支援金制度システム整備事業補助金として３３万円を計上しようとするものであります。

この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は８８９１万２０００円となります。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。（降壇）

○議長（落合俊雄君） これから議案第７４号の質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

これから議案第７４号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第７４号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第７４号は原案のとおり可決されました。

日程第５ 議案第７５号 令和７年度浜中町介護保険特別会計補正予算（第２号）

○議長（落合俊雄君） 日程第５、議案第７５号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（齊藤清隆君）（登壇） 議案第７５号令和７年度浜中町介護保険特別会計補正予算（第２号）について、提案の理由をご説明申し上げます。

このたびは、令和６年度介護給付費等の確定に伴う国庫負担金等の精算について補正をお願いするもので、補正額は１５０３万１０００円の追加となります。

補正の内容を申し上げますと、歳出５款諸支出金では、国庫支出金等返還金として、介護給付費負担金等の前年度精算により国庫負担金補助等返還金１５０３万１０００円を追加しようとするものであります。一方、歳入につきましては、７款繰越金、前年度剰余金として１５０３万１０００円を追加し、収支の均衡を図ろうとするものであります。

この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は５億２５９２万５０００円となります。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。（降壇）

○議長（落合俊雄君） これから議案第75号の質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

これから議案第75号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第75号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第76号 令和7年度浜中診療所特別会計補正予算（第2号）

○議長（落合俊雄君） 日程第6、議案第76号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（齊藤清隆君）（登壇） 議案第76号令和7年度浜中診療所特別会計補正予算（第2号）について、提案の理由をご説明申し上げます。

このたびは、診療所修繕に伴う経費などについて補正をお願いするもので、補正額は6万6000円の追加となります。

補正の内容を申し上げますと、歳出1款総務費、浜中診療所管理に要する経費では、修繕料、火災通報装置蓄電池交換で16万5000円の追加、施設用備品購入、スポットエアコン3台の購入で19万円の増額、浜中診療所運営に要する経費では、修繕料、電子カルテシステムアップデート及びメモリー増設で31万1000円の増額となります。一方、歳入につきましては、3款繰入金、一般会計繰入金で43万9000円の追加、5款諸収入、医療機関食材料費支援金で22万7000円を増額しようとするものであります。

この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は3億3708万1000円となります。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。（降壇）

○議長（落合俊雄君） これから議案第76号の質疑を行います。

5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） 93ページと95ページにまたがります。

まず、歳入の5款諸収入1項雑入1目雑入、医療機関食材料費支援金22万7000円についてです。

皆増ということで計上されておりますが、この支援金の内容について伺います。諸収入は、官に属さない民間団体などから入ってくるようなもの、電話使用料などだと思うのですが、この22万7000円はどのような性格で、どこから入ってくる収入なのかを明らかにしていただきたいと思います。

次に、94ページの歳出の2款医業費1項医業費3目給食費の特定財源22万7000円についてです。

雑入ですから、その他に充当されていて、一般財源をその分減らし、収支均衡をさせているのですが、これについてはどういう内容で入ってきているのでしょうか。もし国の補助金見合い分だとすれば、ここに入れるのが適当なのかどうかもありますので、その性格についてお知らせいただきたいと思います。

次に、95ページの浜中診療所運営に要する経費のうち、10節需用費、修繕料の内容についてです。

説明では電子カルテシステムアップデート及びメモリー増設ということですが、勘ぐるに電子カルテの不具合による修繕、または、性能アップのための改修費用かなと思うのですが、これについてお知らせをいただきたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 診療所事務長。

○診療所事務長（中山正教君） 診療所会計の93ページの5款諸収入の医療機関食材料費支援金についてご説明申し上げます。

大本は北海道の事業となりますが、北海道国民健康保険団体連合会が受託する業務となっております。本年4月に医療・介護・障がい施設等物価高騰及び食材料費支援事業に関する申請の申込みが国保団体からあり、浜中診療所は今年の5月29日付で交付決定通知を受けております。こちらのお金は団体から町へ既に振込みが済んでいる状況です。

事業元が北海道ですが、団体からの入金となりますので、このたびの歳入につきましては、雑入の中に新たに予算科目を設けて収入更正を行うものです。

なお、本予算の使途は、先ほど議員もおっしゃられたとおり、入院患者等給食に要する経費の賄い材料費への加算とさせていただきたいと思います。

続きまして、95ページの診療所運営に要する経費のうち、10節需用費、修繕料についてです。

こちらは、既存の電子カルテシステムを運用しているパソコンのオペレーティングシステム——OSが現在はウィンドウズ10で稼働しておりますが、本年10月14日にサポートが終了となることから、ウィンドウズ11へバージョンアップを行うものであります。

システムサポートの終了は新年度予算要求以前に承知しておりましたが、電子カルテシステムの保守管理業者の更新に伴う見積りが確定していなかったことから、この時期の予算要求となります。

更新の対象はデスクトップ型5台、ノート型1台の合計6台で、必要となるメモリーの増設を行った上でウインドウズ11にシステムアップデートを行います。

今回の対応は、機器そのものを新規に入れ替えるものではなく、既存パソコンを活用した最小限の更新であり、費用を抑えつつ、システムを安全に確保するものでございます。

作業はおおむね2日間を見込んでおりますが、休診日を活用して診療に支障が生じないよう、10月14日のサポートが切れる前に修繕を完了させたいと考えております。

○議長（落合俊雄君） 5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） 今の浜中診療所運営に要する経費は、私が質問した内容とはまるっきり違っていきまして、ウインドウズ10をウインドウズ11へ変えてバージョンアップも図るということでしたので、分かりました。

作業については2日間程度で終わるということですから、そんなに業務に支障がないと理解しました。

先ほどの歳入絡みについてです。

どうも、すっきり理解できないのです。事業主は北海道ということは、極端に言ったら道支出金で、道から町宛てでもう既にお金が入っており、それを診療所会計に組み替えるということで雑入という流れになったのかなと思うのですが、その流れを財政担当のからもう少し詳しく説明してもらえませんか。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡部幸平君） ただいまのご質問にお答えいたします。

本町では、従来、国や道から他団体に移ってから町にお金が入ってくことで他団体からの収入とされるものについては雑入の中に項目をつけるという取扱いをしてきたところです。このたびの診療所会計の収入は、国保連合会から町への収入ということで、雑入という項目を設定しているところです。

○議長（落合俊雄君） 5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） 今の説明では、従前から他団体からの収入は雑入で処理しているという内容ですけれども、私は腑に落ちません。物価高騰対応の給食費の支援は、北海道が事業主体で、北海道から国保連合会にお金流れ、国保連合会から浜中町にお金が入ったという流れですが、もともとは国ですよ。そうであれば、どうしてこういうことになるのでしょうか。私は、こういうやり方をするというのは記憶になかったのですけれども、これがルールですということなののでしょうか。

事業元は物価高騰対策支援のものですから、国の予算で北海道にお金流れ、北海道から国保連合会にお金流れ、国保連合会から浜中町に入る、他団体といえば他団体ですが、そういったルールなのですか。

分かりやすくするためには、国なり道なりの上部団体から、例えば、歳入でいえば国庫補助金として処理されるべきものではないのですか。そうすれば物価高騰対策のための支援金ですよということで分かりいいと思うのですが、さらに詳しくといいますか、私の考えが違うのであれば違うと教えてください。

○議長（落合俊雄君） 副町長。

○副町長（石塚豊君） ただいまの議員のご質問についてです。

一旦、他団体にお金に移ります。それは、国でもなければ北海道でもありません。あくまでも団体です。団体から町に入ってきた場合は、あくまでも町としては団体から受けているお金となります。そのため、雑入の扱いになってしまいます。国なり道なりから町にお金が入ってくるものであれば、国庫支出金なり道補助金という扱いになります。

ワンクッション、ツークッション置いて国から団体に移り、それから自治体にお金が入ってくるものに関してはこれまでも雑入扱いにしているということでご理解をお願いしたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 4回目ですが、特に質問を許します。

5 番川村義春議員。

○5 番（川村義春君） 申し訳ございませんが、ちょっと聞いてください。

私は、他団体から来るお金はそういう扱いにしますということは理解するのです。ただ、雑入の中に入れ、医療機関食材料費支援金という名目だけではどこから入ってきたものかも分からないです。だから、どこから入ってきたのかという質問をさせてもらいましたが、元はと言えば、国の支援なのです。だから、それを明らかにすべきだと思うのです。

この説明欄の中にそういった概要を加えて説明しないと分かりませんよということですが、それに対する考え方をお知らせいただきたいです。

○議長（落合俊雄君） 副町長。

○副町長（石塚豊君） お答えいたします。

新たに雑入で項目を起こしているということですので、今後、そういうものがあった場合、できるだけ分かりやすい項目の落とし方をしていきたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（落合俊雄君） ほかにありませんか。

6 番田甫哲朗議員。

○6 番（田甫哲朗君） 95 ページの浜中診療所管理に要する経費について伺いたいと思います。

まず、修繕料についてです。

先ほどの提案理由の中では火災通報装置蓄電池交換 16 万 5000 円ということでした。火災通報装置なるものの仕組みもよく分かりませんが、蓄電池と言うからには、多分、バッテリーなのだと思います。バッテリーというと真っ先に車が思い浮かぶのですが、16 万 5000 円という金額はバッテリー何台分だと理解すればいいのでしょうか。

か。

要は、車の感覚で言うとかかなり高額なバッテリーかなと思いますので、その内容をもう少し説明していただきたいと思います。

次に、その下の備品購入費についてです。

スポットクーラーとエアコン３台分という説明でした。今夏は、道東地区も過去一かなと思うぐらいの猛暑に見舞われました。それに対応するため、緊急的に必要性が生じたものと理解するのですけれども、この３台を設置する場所、どういう用途でどういう部屋に設置したのか、必要が生じた理由も含め、説明をいただきたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 診療所事務長。

○診療所事務長（中山正教君） 予算書９５ページの診療所管理に要する経費のうち、需用費、修繕料についてです。

こちらは火災監視装置です。火災になると停電になってしまう可能性があるので、火災があったときに出火場所を監視盤に表示する受信装置と消防への自動通報装置、院内非常放送をする通信設備の二つで監視盤が構成しております。

今年３月の議会で受信設備の蓄電池交換を計上し、ご承認をいただいております。今回の補正は非常通報装置という通信設備の蓄電池の交換となるのですが、低下が確認されたことから、早急な交換が必要だということです。

議員がおっしゃられた車のバッテリーを想定するという話については、立方体ではなく、直方体の長いバッテリーになります。今、バッテリーのアンペア数を調べてきていなかったのですけれども、１本の交換となります。

ちなみに、既存の蓄電池のバッテリーを前回交換した時期は不明ですけれども、バッテリーは４年くらいを推奨されていますので、今後４年間はこれを使っていけるのかなと考えております。

次に、１７節備品購入費の施設用備品購入についてです。

７月中旬に続いた猛暑によって入院患者の体調管理や外来を受診された熱中症疑いの患者の対応で、医師と看護師からクーラーの設置要望がございました。

診療所施設全体のクーラー設置工事については、次年度以降、予算要求を見据えて調査、設計を進めているところですが、このたびは、病室などの室温が３０度を超えるような状況が確認されまして、患者の処置、健康管理上、早急な対応が必要だと判断しました。

今後、クーラーの設置に向けた改修が実施されたとしても、今回購入するスポットクーラーにつきましても補助的にも十分活用可能であるということで、緊急対応として予算を流用して３台を購入させていただいたものです。

○議長（落合俊雄君） ６番田甫哲朗議員。

○６番（田甫哲朗君） まず、バッテリーについては、私がイメージするようなものではなく、特殊なものなのだろうということで理解しました。

エアコンについては、入院患者等の熱中症対策といいますか、暑さによって体調を崩す可能性があったため、緊急的な措置だったということも理解しました。

関連ですが、この夏、茶内は本当に暑かったです。多分、霧多布もさすがに暑かったものと想像します。浜中診療所に熱中症疑いで受診された件数が出ているのであれば教えていただきたいです。

また、その際の診療所の処置などについても説明をいただきたいです。例えば、入院まで至らないでその日のうちに帰宅できた例が多いのかなと思うのですが、そのデータを示していただきたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 診療所事務長。

○診療所事務長（中山正教君） 関連して熱中症患者の対応件数等についてご説明申し上げます。

診療所では、熱中症が疑われる患者が来院された場合、まず、看護師による患者への聞き取りを行い、その後、尿検査を実施しております。医師は、その検査結果を踏まえて問診、処置を行っています。軽症の場合には、自宅での体冷却や塩分補給、経口補水を指導し、症状の改善を図っていただいておりますが、症状が重い方につきましては診療所内で冷却処置や点滴治療をしております。

数値につきましては、9月2日現在、熱中症の疑いで診療所を受診された方が28名、このうち、21名が点滴治療後に帰宅しております。残りの7名は自宅での経過観察となりました。これとは別に、消防による救急搬送をされてきた方が5名いました。このうち、1名は、もう退院されましたが、診療所に入院しております。3名は診療所で治療後に帰宅しております。残りの1名は、熱中症ということで運ばれてきたのですが、虫刺されによるアナフィラキシーの症状が強かったために釧路市の病院に転送しました。

以上を合計しますと、診療所を受診された方が33名、24名が点滴後に帰宅、1名は入院して経過観察を、1名は転送、残りの7名は自宅での経過観察となりました。なお、これらの患者は7月の22日から25日にかけて集中して受診されています。

ただし、このほかにも、診療所では、時間外や休日、祝日の診療を行っていないため、その間については近隣の市町村に直接行って受診されたものがあつたと推察されます。調査ではその人数を拾うことができないので、把握できておりませんが、このような状況となっております。

○議長（落合俊雄君） 6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） 結構な症状の患者がいたものと思っております。

今夏が特別なわけではなく、多分、来年以降もこういう状況があるだろうと思うのですが、基本的に、診療所が開業している曜日、時間内であれば十分に診療所で対応ができるということですね。

よほど重症化になれば救急搬送で大きな病院にということになるのですが、町民に知っていただきたいのは軽微であっても異変を感じたら診療所を受診したほうが確実に

症状の改善が図れるということで、また、先ほども言った土日を含めた診療時間外の場合については、申し訳ないけれども、診療所の医師が不在になる可能性もあり、スタッフも手薄なので、よその近隣の病院を受診してくださいという方向でいくということなのででしょうか。

最近、診療所のホームページもかなり更新されていますので、何かのついでにそういう周知や来夏に向けての対応も必要かなと思います。その見解を伺っておきます。

○議長（落合俊雄君） 診療所事務長。

○診療所事務長（中山正教君） ご答弁を申し上げます。

今、診療所には2名の医師が所属しておりますが、時間外の対応をするとすると、医師をもう一名と看護スタッフも配置しなければならないのが現状であります。

いかんせん、医師についても、看護師についても、働き方改革が進んでおりまして、昔のように隣まちで倒れているおじいちゃんがいるから往診に来てくださいというような対応はできないのが正直なところです。そこで、隣まちである厚岸町の病院とは、同じ郡部ということで、医療連携について、近年ないくらいに密接に業務の打合せをしております。診療所ではできないものは隣まちにお願いしているという現状です。

診療時間内につきましては、医師をはじめ、看護師や医療事務も全員で患者のサポートに回るように指導しておりますし、診療の時間内には医師が的確な処置、判断をしておりますから、熱中症その他の疑われる症状がある場合には事前に電話で問い合わせいただき、診療所に早めに受診していただければと考えております。

次に、周知についてです。

おっしゃられたとおり、今、ホームページを頻繁に更新するように対応してきていますので、その旨、記載することも今後考えていきたいなと思います。

○議長（落合俊雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） これで質疑を終わります。

これから議案第76号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第76号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 7 7 号 令和 6 年度浜中町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

日程第 8 議案第 7 8 号 令和 6 年度浜中町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

○議長（落合俊雄君） 日程第 7、議案第 7 7 号、及び、日程第 8、議案第 7 8 号を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（齊藤清隆君）（登壇） 議案第 7 7 号令和 6 年度浜中町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について及び議案第 7 8 号令和 6 年度浜中町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分については関連がありますので、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定により、未処分利益剰余金の処分については議会の議決が必要とされているものであります。

議案第 7 7 号令和 6 年度浜中町水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、令和 6 年当年度純利益である未処分利益剰余金 1 3 3 7 万 9 3 5 8 円の処分につきまして、今後の企業債償還に充当するため、1 0 3 7 万 9 3 5 8 円を減債積立金に積み立て、残額の 3 0 0 万円を一般会計へ繰り出すものであります。

議案第 7 8 号令和 6 年度浜中町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、令和 6 年当年度純利益 7 1 8 万 6 5 1 9 円及び繰越利益剰余金 9 3 7 万 3 2 8 2 円の合計の未処分利益剰余金 1 6 5 5 万 9 8 0 1 円の処分につきまして、今後の企業債償還に充当するため、1 0 0 0 万円を減債積立金に積み立て、残額の 6 5 5 万 9 8 0 1 円を利益積立金に積み立てるものであります。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。（降壇）

○議長（落合俊雄君） これから議案第 7 7 号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

これから議案第 7 8 号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

これから議案第 7 7 号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第 78 号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第 77 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 77 号は原案のとおり可決されました。

これから議案第 78 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 78 号は原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 79 号 浜中町教育委員会委員の任命同意について

○議長（落合俊雄君） 日程第 9、議案第 79 号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（齊藤清隆君）（登壇） 議案第 79 号浜中町教育委員会委員の任命同意について、提案の理由をご説明申し上げます。

現教育委員の黒雅臣氏におかれましては、令和 7 年 10 月 31 日をもってご勇退されることから、このたび新たに教育委員会委員として村元了正氏を任命いたしたく、ご提案した次第であります。

同氏は、ご経歴の示すとおり、人格、識見に優れ、教育委員として最適任と認めるところであり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意をいただきたく、提案した次第であります。

なお、任期は令和 7 年 1 月 1 日から令和 11 年 10 月 31 日までの 4 年間となりますので、よろしくご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。（降壇）

○議長（落合俊雄君） お諮りします。

本案は、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから議案第79号を採決します。

この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（落合俊雄君） ただいまの出席議員は8人です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条の規定により、立会人に7番渡部貴士議員及び8番谷村敦議員を指名します。

投票用紙を配ります。

なお、指示があるまで記入せず、お待ち願います。

（投票用紙配付）

○議長（落合俊雄君） 投票用紙の配付漏れを確認いたします。

配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

（投票箱点検）

○議長（落合俊雄君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

会議規則第83条の規定により、任命を可とする方は賛成と、否とする方は反対と記載して投票願います。

なお、重ねて申し上げます。

投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかなでない投票は、会議規則第84条の規定により、否とみなします。

ただいまから投票用紙への記入をお願いいたします。

記入が済み次第、1番議員より、順次、投票願います。

（投票）

○議長（落合俊雄君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

7番渡部貴士議員及び8番谷村敦議員の立会いを願います。

(開 票)

○議長（落合俊雄君） 投票の結果を報告します。

投票総数 8 票、有効投票 8 票、無効投票 0 票です。

有効投票のうち、賛成 8 票、反対 0 票です。

以上のとおり、賛成が多数であります。

したがって、議案第 79 号は任命に同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖)

日程第 10 認定第 1 号 令和 6 年度浜中町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 11 認定第 2 号 令和 6 年度浜中町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 12 認定第 3 号 令和 6 年度浜中町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 13 認定第 4 号 令和 6 年度浜中町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 14 認定第 5 号 令和 6 年度浜中診療所特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 15 認定第 6 号 令和 6 年度浜中町水道事業会計決算の認定について

日程第 16 認定第 7 号 令和 6 年度浜中町下水道事業会計決算の認定について

○議長（落合俊雄君） 日程第 10、認定第 1 号、ないし、日程第 16、認定第 7 号は関連がありますので、一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（齊藤清隆君）（登壇） 認定第 1 号から認定第 7 号までの 7 案件につきましては一括して提案の理由をご説明申し上げます。

地方自治法第 233 条第 3 項及び第 5 項では、各会計決算について、監査委員の意見をつけて議会の認定に付さなければならないと規定されていることから、このたび、同法の規定により、議会の認定に付すべく、ご提案を申し上げた次第であります。

令和 6 年度各会計の決算につきましては、7 月 12 日付で監査委員に提出し、8 月 21 日付で審査意見書の提出をいただいております。

また、公営企業会計決算につきましては、地方公営企業法第 30 条第 4 項では、監査委員の意見をつけて議会の認定に付さなければならないと規定されていることから、議会の認定に付すべく、提案するもので、5 月 29 日付で監査委員に提出し、7 月 22 日付で審査意見書の提出をいただいております。

認定第 1 号の一般会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額 9 億 8 千 7 百 16 万 1 千 04

8円、歳出総額97億7997万4907円で、歳入歳出差引きは1億1718万6141円の黒字決算となります。

認定第2号の国民健康保険特別会計では、歳入総額10億9002万9541円、歳出総額10億7548万9594円、歳入歳出差引きは1453万9947円の黒字決算となります。

認定第3号の後期高齢者医療特別会計は、歳入総額8713万4426円、歳出総額8533万8129円、歳入歳出差引きは179万6297円の黒字決算となります。

認定第4号の介護保険特別会計は、歳入総額5億246万9371円、歳出総額4億7310万8114円、歳入歳出差引きは2936万1257円の黒字決算となります。

認定第5号の浜中診療所特別会計は、歳入総額3億3436万2140円、歳出総額3億1826万3355円、歳入歳出差引きは1609万8785円の黒字決算となります。

認定第6号の水道事業会計は、収益的収支につきましては、収入の営業収益は1億3228万2642円、営業外収益は5503万7014円で、収入総額は1億8731万9656円、支出の営業費用は1億6482万7939円、営業外費用は881万5869円、支出総額は1億7364万3808円で、経常利益は1367万5848円となり、特別損失29万6490円を差し引いた1337万9358円の当期純利益を生じる決算となりました。

この利益剰余金につきましては、1037万9358円を減債積立金に積み立て、残額の300万円を一般会計繰出金とし、処分いたします。

資本的収支につきましては、収入総額は3億8698万2531円、支出総額は4億4689万4353円で、収入総額が支出総額に対し不足する額5991万1822円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3167万813円、過年度分損益勘定留保資金2824万1009円で補填いたしました。

認定第7号の下水道事業会計は、収益的収支につきましては、収入の営業収益は5591万2488円、営業外収益は3億2785万8530円で、収入総額は3億8377万1018円、支出の営業費用は3億4722万8941円、営業外費用は2935万5558円で、支出総額は3億7658万4499円となり、718万6519円の当期純利益を生じる決算となりました。

この利益剰余金につきましては、繰越利益剰余金937万3282円と合わせた全額を減債積立金1000万円及び利益積立金655万9801円として処分いたします。

資本的収支につきましては、収入総額は1億1880万6200円、支出総額は2億665万7712円で、収入総額が支出総額に対し不足する額8785万1512円は、引継ぎ金819万4663円、引継ぎ未収金25万2476円、企業債240万円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額450万5880円、過年度分損益勘定留保資金1282万9159円、当年度分損益勘定留保資金5966万9334円で補填いたしました。

以上、各会計の決算状況を申し上げましたが、令和6年度は、依然として国際情勢の影響に伴う物価の高騰が続く中、行財政の運営に当たりましては常に危機感を持ちながら当面の事業の執行に万全を期してまいりました。

今後とも、町政運営につきましては、まちづくりの基本テーマの下、町民の皆様との対話を大切に、地域とともに個性豊かな活力ある将来の展望を切り開くべく、産業基盤、生活環境、福祉、教育、文化等の整備、充実に力を注ぎ、安全で快適なまちづくりを推し進める所存であります。

日頃より、町政執行に際しましては議員各位のご理解とご協力に深く感謝を申し上げますとともに、今後とも、本町の経済活性化と活気のあるまちづくりに向け、積極的かつ効率的な行財政の運営に努めてまいりますので、よろしくご審議をいただき、認定を賜りますようお願い申し上げます。（降壇）

○議長（落合俊雄君） お諮りします。

ただいま提案されました認定第1号ないし認定第7号は、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに審査の付託をし、閉会中の継続審査にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号ないし認定第7号については、8人の委員によって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託し、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第6条の規定により、議長において、1番三上浅雄議員、2番渡邊秀治議員、4番三膳時子議員、5番川村義春議員、6番田甫哲朗議員、7番渡部貴士議員、8番谷村敦議員、9番成田良雄議員を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した8人の議員を決算審査特別委員会委員に選任することに決定しました。

次に、この委員会には地方自治法第98条第1項の権限を委任したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本件はそうに決定しました。

日程第 17 報告第 7 号 令和 6 年度浜中町財政健全化判断比率の報告について

○議長（落合俊雄君） 日程第 17、報告第 7 号を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（齊藤清隆君）（登壇） 報告第 7 号令和 6 年度浜中町財政健全化判断比率の報告について、提案の理由をご説明申し上げます。

平成 21 年に施行された地方公共団体の財政の健全化に関する法律では、地方公共団体の財政健全化判断比率を議会に報告するとともに、公表することとされております。

本町の令和 6 年度財政健全化判断比率につきましては、普通会計の実質赤字比率及び全会計を対象とした連結実質赤字比率は、先ほど決算の認定でご説明申し上げましたとおり、一般会計を含む全会計が黒字決算となっております。

次に、一般会計等の元利償還金等の標準財政規模に対する割合を示す実質公債費比率につきましては 11.3%、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合を示す将来負担比率につきましては 47.8%となったところであります。

いずれも国の定める早期健全化基準の割合を下回っておりますが、本町は地方交付税をはじめとした国や道からの依存財源に頼る財政構造であることから、今後も財政の健全化を意識した財政運営を進めてまいります。

ここに、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき、監査委員の意見書を付して報告をする次第であります。（降壇）

○議長（落合俊雄君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

日程第 18 報告第 8 号 令和 6 年度浜中町公営企業資金不足比率の報告について

○議長（落合俊雄君） 日程第 18、報告第 8 号を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（齊藤清隆君）（登壇） 報告第 8 号令和 6 年度浜中町公営企業資金不足比率の報告について、提案の理由をご説明申し上げます。

本案の資金不足比率につきましては、資金不足額が事業の規模に対する割合を示すもので、令和 6 年度決算における地方公営企業法の適用企業である水道事業会計及び下水道事業会計のいずれも資金不足の状態ではなく、資金不足比率は生じておりません。

なお、資金不足比率の経営健全化基準は20%であります。

ここに、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、監査委員の意見書を付して報告する次第であります。（降壇）

○議長（落合俊雄君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

日程第19 議員の派遣について

○議長（落合俊雄君） 日程第19、議員の派遣についてを議題とします。

釧路町村議会議長会主催による議員研修会等に議員を派遣することにしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、会議規則第127条の規定により、議員を派遣することに決定しました。

日程第20 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（落合俊雄君） 日程第20、委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、目下委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りした申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉 会 宣 告

○議長（落合俊雄君） お諮りします。

本定例会に付議された案件の審議は全部終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定により閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は閉会することに決定しました。

これをもって令和7年第3回浜中町議会定例会を閉会します。

(閉会 午後 2時24分)